

元請業者を「下請法違反」から守る

適正取引 講習会

入場
無料

あなたの会社は大丈夫ですか？

- 下請事業者に責任がなく、親事業者が発注後に減額している
- 親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に下請代金の支払日を遅らせている
- 減額や買ったたき等により消費税の転嫁※を断っている

※消費税の転嫁とは、消費税分を価格に上乗せすることをいいます。

下請法とは

下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。

消費税転嫁対策特別措置法とは

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買ったたき、報復行為により消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否することなどを禁止する法律です。

日時

2019年10月29日(火) 13:30~16:45
(受付: 13:00~)

どちらか一方の
講座のみのご参加も可能です！

講座1

13:30 - 15:00

下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】

下請け代金法の趣旨、適用対象や親事業者の4つの義務と11の禁止事項の内容を理解し、業務に活用することを目指します。

講座2

15:15 - 16:45

消費税転嫁対策特別措置法

消費税の転嫁拒否等の具体的事例に触れながら、消費税転嫁対策特別措置法への理解を深めます。また、2019年10月の消費税増税に伴って注意すべき点を、より具体的に解説します。

対象

外注(購買)等の業務未経験者、又は業務経験が浅い方・営業担当社員など

講師

遠藤啓之氏(東京弁護士会所属)

会場

米子商工会議所 7階 大会議室 米子市加茂町2-204

会場の駐車場が満車の場合、米子市役所駐車場をご利用頂けます。その際は駐車券をご持参ください。また、市役所駐車場が満車の場合もごさいますので、お含みおきください。

主催

中小企業庁 適正取引講習会事務局

共催

鳥取県商工会議所連合会
(鳥取・倉吉・米子・境港商工会議所)

参加をご希望の方は裏面の申し込み用紙に必要事項をご記入ください。

米子商工会議所 産業振興課 企業支援チーム 宛

FAX : 0859 - 22 - 1897

E-Mail : cci@yonago.net

申込方法

受講ご希望の方は、以下の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、上記FAX番号かE-Mailアドレス宛に、もしくは郵送でお申し込みください。

適正取引講習会受講申込書

2019年10月29日 (火)

下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】

13:30 ~ 15:00

消費税転嫁対策特別措置法

15:15 ~ 16:45

※どちらか一方のみのご参加も可能です。

※受講者は入れ替わりも可能です。

事業所名	ふりがな	業種	
受講者①	役職	参加コースに○を付してください	
	ふりがな 氏名	第1部 ・ 第2部 第1部+第2部	
受講者②	役職	参加コースに○を付してください	
	ふりがな 氏名	第1部 ・ 第2部 第1部+第2部	
住所	〒 -		
電話番号	() -		
FAX	() -		
E-mail	@		

■会場：米子商工会議所 7階 大会議室

■お問合せ先：米子商工会議所 産業振興課 企業支援チーム 担当：佐々木
TEL 0859-22-5131 FAX 0859-22-1897 MAIL cci@yonago.net

個人情報の保護
について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内（パンフレット等の発送）および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。

～ありがとうございました～